平成２６年（フ）第１５８号
北海道苫小牧市桜木町４丁目５番11号　丹羽アパート201号
債務者　田中みちよ
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第６５０号
仙台市泉区長命ヶ丘３丁目32番地の９　ＳＴハイツⅠ―302、申立時の住所仙台市泉区高森７丁目101番地　アルプス高森コーポ304
債務者　清水　和博
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７１７号
仙台市青葉区昭和町２番29―103号
債務者　弓井　弘之
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
秋田市牛島西２丁目19番13号　サンシティ華菜Ａ５、前住所秋田市大町６丁目３番46号　ピュア大町401号・千葉県柏市大井1830番地23ソレイユ１―203号
債務者　小林　　梓
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７２号
秋田県大館市清水五丁目１番44号　サンライズスクエアＣ　104号室、前住所秋田県大館市釈迦内字上清水25番地３
債務者　西根　徳夫
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第１１２号
千葉県君津市杢師２丁目17番36号
債務者　影山　政美
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１１３号
千葉県君津市常代４－７－15グレースフォートＡ、住民票上の住所千葉県富津市八田沼508番地
債務者　牧野智哉子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第４３０号
新潟市秋葉区古田２丁目１番19号
債務者　松井美枝子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３１号
新潟市秋葉区古田２丁目１番19号
債務者　松井　啓子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３９号
新潟市秋葉区東島176番地79、前住所東京都足立区六月１丁目14番３号　カーサ・ジュンＣ201
債務者　松田　頼子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３号
富山県下新川郡入善町上野11625番地西町住宅２―204
債務者　田原　忠幸
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第２９９号
山梨県甲府市新田町２番29号
債務者　三井　知子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３００号
山梨県甲府市新田町２番29号
債務者　三井真理子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１８号
山梨県笛吹市石和町上平井864番地　赤井荘１号
債務者　時森　正伸
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２２号
山梨県笛吹市石和町川中島136番地　山下住宅２号
債務者　根﨑　光栄
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
山梨県甲府市湯田２丁目18番15号　比田井住宅
債務者　赤池恵美子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係